

区政会議については、これまで、条例の解釈上、オンラインでの出席が認められておりませんでした。昨年11月の市会での議論をふまえ、市として検討を進めた結果、「委員の区政会議へのオンラインでの参加も出席とみなす」とする解釈に変更となりました。

【通信機器等について】

- 委員がオンライン参加を行う場合に必要となる通信機器やインターネット環境は、委員が自ら用意していただくこととなります。（委員が所有するパソコン・タブレット・スマートフォンのほか、例えば、地活協の管理するパソコンの利用等が想定されます。）

【委員への本人確認について】

- 会議開催にあたり、定足数の関係上、オンラインにおいて映像と音声により相互に通話を行うことができる状態をとることをもって、本人確認を行うこととします。